

令和3年度事業報告

【総論及び重点テーマの事業報告】

1. はじめに

一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症は、未だ収束せず、多くの国民が健康や将来への不安を抱えている。こうした中、令和4年2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始した。武力行使による他国への軍事侵攻は国連憲章及び国際法に反する行為であり、多くのウクライナ国民が犠牲となっていることは深刻な人権侵害であり、深く憂慮するとともに、停戦に向かっても早い状況の改善を祈念する。新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化が続く中、ロシアへの経済制裁による世界経済への影響が懸念される。今後、我が国の国民の所得と雇用にも影響が生じるものと思われ、本会としても、社会的・経済的弱者への権利擁護事業を積極的に推進していくことが求められる。

「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」旨の改正司法書士法が施行されてから2年弱が経過した。本会では、「法改正を機に、使命規定が新設されたことの意義を強く自覚し、国民に最も身近な法律家、地域における最も身近な相談相手として、国民の皆様からの期待に応えられるよう研鑽に努め、国民の権利擁護、自由かつ公正な社会の形成に寄与する法律専門家としての使命を果たしていく。」とする会長声明を発し、権利擁護事業に積極的に関与した。令和2年11月に「公営住宅の入居保証の廃止を求める会長声明」を出し、令和3年8月には、既に公営住宅の入居に際し保証人を不要とする条例改正等を行なった自治体を除く、県及び全ての市町村議会に陳情書を送付した。こうした陳情活動により、県及び複数の自治体で、公営住宅への入居の際に保証人を不要とする条例改正が予定されている。今後も、公営住宅の本来の目的である、住宅のセーフティーネットとしての役割を果たしていく他の市町村への拡がりを注視していきたい。また、令和3年度の本会の定時総会において、会員からの提出された「沖縄の民意を尊重し、地位協定の改定および沖縄県の米軍基地負担軽減のための国民的議論を深めることを広く呼びかける決議」の議案提案が賛成多数で承認されたことを受け、本会では、令和3年6月5日に福岡

県で開催された九州ブロック司法書士会協議会へ同議案の提案を行ない、全会一致で承認された。

会員の執務環境の改善については、会員から公証人役場の事務手続きの遅滞への対応の要望があったので、本会から沖縄弁護士会に呼び掛け、両会で公証人との協議を2回行なった。協議の結果、公証人の適正配置の課題はあるものの、事務処理の方法を改善すること、弁護士会及び司法書士会の会員にも業務の迅速化に協力すること、これからも必要に応じ協議の場を設けること等を確認した。

昨年度は、①法律相談の充実、②相続登記、高齢化社会等への対応、③研修制度の充実、④部会・委員会活動の活性化、⑤沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業を重要テーマとして掲げたが、一昨年度から続くコロナ禍により予定していた事業の中止が相次ぎ、思うような委員会活動が出来ず、会務活動に大きく支障が出た。こうした中、会員の皆様のご協力のもと、感染症対策を講じての法律相談事業の実施、Web配信、又は集合とWeb配信を組み合わせたハイブリッド方式による研修会の開催、Web会議による委員会等の開催を行なってきた。本会ではWeb配信等の機材を整えたことで、研修会や円滑な会議の進行に資することが出来た。部会・委員会活動の活性化を図るため、令和3年度から新たに「研究費」として予算を設けたところ、権利擁護委員会と消費者委員会が研究予算を活用し、多重債務事件処理手引の改訂作業等を行なった。次年度以降も、積極的に研究予算を活用した部会・委員会活動の活性化に期待するものである。事務局の残業等の負担軽減となるよう会員への情報提供における非メール会員の割合が減少したこと、コロナ禍においても部会・委員会活動を継続して頂いたことに深く感謝する。

以下、各事業の執行状況について報告する。

2. 重要テーマ

(1) 法律相談の充実

本会では、これまで、市民への法的サービスの拡充を重要テーマとして掲げてきた。昨年度も、これまでと同様に法律相談の充実を重要テーマとして掲げ、定例の相談会や各種団体からの要請に基づく相談事業を積極的に行なってきた。令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、面談による相談を一時中止することもあったが、電話による相談会に切り替える等で対応した。面談相談の実施にあたっては、徹底した感染症対策を行ない、なは司法書士総合相談センター、やんばる司法書士総合相談センター、ちゅうぶ司法書士総合相談センター、沖縄県司法書士相続相談センター、市町村や社会福祉協議会等で定例の相談会を実施した。令和4年1月28日、本会を含む関係6団体と共に、那覇市との間で「那覇市における空家等の対策の推進に関する協定」を締結し、相続問題等に起因する空家問題に対応することになった。

(2) 相続登記、高齢化社会への対応

所有者不明土地、相続登記未了土地への対応について、長期間相続登記が未了の土地について、相続登記を促すための作業を当会会員の中から受託団を結成し継続して対応した。令和2年7月から、法務局による自筆証書遺言書保管制度が開始し、令和6年4月1日施行の相続登記の義務化等、「相続」に関する法律や制度が大きく変わろうとする中、令和3年3月に開設した「沖縄県司法書士相続相談センター」では、定例の相談会を実施し、登録会員事務所へ相談者を案内した。令和4年度の司法書士創設150周年記念事業に向けた活動として、司法書士が相続の専門家であることの広報を行った。

(3) 研修制度の充実

改正司法書士法において、「使命規定」が新設されたことを受け、国民からの負託に応えるための倫理研修、新法・法改正に関する研修を行なった。会員の研修機会を増やすために、Web配信による研修を積極的に行ない、司法書士会以外の主催による研修会についても積極的に推奨、情報提供を行なった。当会における令和2年度の、単位制研修における12単位取得者の割合は、20.3%と全国平均の61.4%を大きく下回っていることから、研修内容の充実と研修機会の拡充、研修会受講の利便性を整備し、研修単位取得率の向上に努めたところ、令和3年度における所定単位者割合は37.3%であった。

(4) 部会・委員会活動の活性化

司法書士業務に関する法律や制度が大きく変わる中、最新情報を早めに収集分析し、会員研修、広報活動を推進していくには、専門の部会・委員会の役割がますます重要になる。そこで、部会・委員会の役割を明確に示し、部会・委員会としての活動方針、事業計画及び予算案を主体的に策定することで独立性、専門性を高め、継続的な活動を行いやすい環境作りを目指して、一昨年度に続き、部会・委員会活動の活性化を重要テーマの一つとして掲げた。昨年度は、更なる部会・委員会活動の活性化を図るために研究費として100万円の予算を計上した。コロナ禍の影響により思うように活動できない部分もあったが、権利擁護委員会及び消費者委員会が研究予算を活用し、多重債務事件処理の手引きの改訂等を行なった。

(5) 沖縄県司法書士会戦後再建70周年記念事業

昨年度は、沖縄県司法書士会戦後再建70周年の年となることから、特別委員会を設置し、周年事業を企画する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施しなかった。特別委員会では、沖縄県司法書士会の権利擁護事業等の活動実績、過去10年間の法改正や制度改正について、また、記念誌が発刊される令和4年度が、沖縄県本土復帰50年の節目の年になることから、本土復帰に関連する章を設け、後世の会員に伝えるべき資料を備えた記念

誌の発刊に向けた企画の検討を行なった。

【各部会及び委員会の事業報告】

総務部

一昨年度から続いているコロナ禍において、総務部としては、事務局体制および市民からの相談体制において感染対策を行いながらもできることを行った。事務局の負担軽減・効率化を図り、市民からの苦情対応に関しては丁寧な対応を心掛けた。また、当会は所定単位取得者（規則12条達成者）が前年度20.3%と全国ワースト2位という不名誉な状況を改善するよう、前年度と今年度8月31日現在の取得単位を各会員に通知し、コロナ禍においてもWeb配信を利用した研修や、日司連研修総合ポータルを利用した研修履修の働きかけを行うなど執務姿勢及び倫理の向上をはかった。そして、法律事務の専門家として、自由かつ公正な社会の形成に寄与するとの観点から相続登記義務化にむけた会長声明の発出、公営住宅の入居保証の廃止を求める陳情活動を行うなどの活動を行った。

以下、前年度に立てた事業計画を基に詳細を検証報告する。なお、見出しは前年度の事業計画を記載している。

【総務全般】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

(1) 苦情に関して適切かつ迅速に対応する。

本年度における苦情処理は3件(申出に至った件数4件)であった。苦情申出に至らない相談(質問や勘違いも含む)は3件あった。事務局だけで対応できない苦情相談は総務部において対応し、内容等を整理し、法的に明らかに該当しない場合は、それを説明し、納得してもらえば終了対応し、そうでない場合は、苦情申し立ての手続きを説明し、苦情申立された案件に対しては、苦情対応担当、紛議調停に繋げるなど適切かつ迅速に対応した。

*なお、苦情とは、①申出人名②相手司法書士③内容の明らかであるものをいう。①②③のいずれかが明らかでない場合、元会員への苦情等は含めていない。

(2) 業務に関する紛議に関する調停の斡旋を行う。

本年度における紛議調停案件はなかった。

(3) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。

令和4年1月29日、集合とWeb配信(ハイブリッド方式)にて日司連山本氏

「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」と本会役員で実際に本会に寄せられた苦情等に基づいた「職務上請求の取扱いについて」、「苦情対応の事例・注意勧告の事例」の倫理研修を行った。また相談事業部の協力を得て相続相談センター登録のため指定研修として倫理研修を一コマ指定することにより、履修促進を行った。

(4) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。

前年度、コロナ禍において開催できなかったが、本年度は、前年度及び今年度会員対象に開催を行った。年次研修不参加の会員へは引き続き参加を呼びかけを行った。令和3年9月24日付け文書において全会員に対して、令和2年度及び令和3年8月31日時点での取得単位を知らせることで、研修履修の働きかけを行うとともに、日司連研修総合ポータル（eラーニング・映像ライブラリ等）を視聴する方法の周知を行った。

(5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。

- ア 上述のとおり令和4年1月29日（土）に「職務上請求書の取扱い」について研修を行うとともに、使用方法について、日司連からの通知により周知した。
- イ 規定の交付冊数以上の申込者には理由を記入してもらい、共済委員長から決裁にて交付している。

(6) 会則第105条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

会則第105条に基づく調査を1件係属している。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

今年度は行わなかった。

【登録調査委員会】

新入会員へ倫理研修を実施する。

登録調査のほか、上述の1月29日の研修、令和4年3月5日（土）に行った新人研修において、綱紀に関する研修を行った。

【非司排除委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、「非司法書士」という。）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ること

とを目的とする。

職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業界問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

コロナ禍において調査実施はしておらず、協議できなかった。

2. 非司行為への対応

(1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。

司法書士法等に違反すると思慮するものはなかった。

(2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかった。

(3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば警告等を行う。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかったので警告等も行っていない。

3. 業界問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。
本年度、研修会の開催はできなかった。

【制度研究委員会】

1. 新設、改定した規則、規定、実施要領等が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。

(1) 沖縄県司法書士会事務局執務規程を改定し、令和3年4月1日施行した。

(2) 沖縄県司法書士会事務局事務職員給与規程を改定し、令和3年4月1日施行した。

(3) 沖縄県司法書士会注意勧告運用規則の一部を改正し、令和3年5月29日施行した。

(4) 沖縄県司法書士会総会会議規則の一部を改正し、令和3年5月29日施行した。

- (5) 沖縄県司法書士会司法書士物損交通事故相談センター設置規則を制定し、令和3年5月29日施行した。
- (6) 「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式アカウント設置に関する規程」及び「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式アカウントの運用マニュアル」を制定し、令和3年9月14日施行した。
- (7) 沖縄県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程一部を改定し、令和3年11月1日施行した。
- (8) 沖縄県司法書士会事務職員給与規程一部を改定し、令和4年2月1日施行した。
- (9) 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程一部を改定し、令和4年3月1日施行した。

2. その他規則等の改善を検討する。特に書式において性別や年齢等の記載が必要か否かを検討し、ジェンダー等に配慮した記載に変更していく。

令和3年11月1日現在の会員名簿の発行に関して、これまで会員の「生年」を記載していたが「生年」も削除した。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

(1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。
令和3年7月29日(木)、Web会議にて、支部長会を開催し、意見交換を行った。なお、前年度の支部長会において、支部規則の「事業」に「登記・法律等相談業務の受任及び相談員の派遣に関する事項」を追加する改正を行ってほしい旨お願いをした結果、すべての支部で改正がなされた。

(2) 司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

上述のとおり支部長会を開催し、各相談会においてコロナ禍等による中止の判断や相談過誤があった場合の責任の所在及び費用弁償等についてこれまで曖昧な部分があったので、明確にすることについて議論を行い、①本会が主催・主体となって行う相談会は本会が責任を持つ、②支部が市町村又は市町村社協と契約している場合は支部が責任を持つ、③支部が推薦又は紹介をしている場合は、個人が市町村又は市町村社協から委嘱を受けている場合が多いので、当該個人が責任を持つこと、なお、本会・支部は必要な協力をを行う、ということを確認した。なお、那覇支部、沖縄支部において、派遣した相談員の費用弁償を支部で行っている場合があると報告があったが、今後、検討を継続していくことが確認された。

2. 会員への情報提供

(1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

非メール会員は令和2年度26名(全会員数の約12%)から24名(約10%)に改善した(令和4年3月31日現在)

(2) 研修資料や業務で活用できる資料、会員必携等を会員専用ホームページに掲載し提供する。

ア 本年度も会員専用ホームページにおいて研修資料等を提供した。

イ 会員必携に掲載している規則等を順次掲載した。

3. 執務等の改善

会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。

(1) 事務局が対応した意見や要望を、役員が正確に把握するだけでなく、なるべく役員が対応することにより会員からの意見や要望を事業執行や会員の執務に反映し改善できるよう努めた。

(2) 倫理性の維持及び向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」の周知徹底を図り、倫理の保持を目的とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行った。

(3) 公正証書の待機改善を行うため政治連盟と共に通した課題として共有し、さらに沖縄弁護士会に呼びかけ問題意識を共有し、ともに那覇公証センター・沖縄公証人役場に働きかけを行った。

【権利擁護】

1. 法テラスとの連携強化

(1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

今年度は実施しなかった。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

本年度は特に変わなかった。

(3) その他

- ア 令和3年11月17日（水）13時から17時、Web会議にて法テラス地方事務所司法書士副所長会議が開催され、当会から法テラス沖縄地方事務所副所長である浦崎副会長が出席した。
- イ 法テラス地方事務所から依頼を受け「日本司法支援センター沖縄地方事務所法律扶助」審査委員に会員を推薦した。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。

- (1) 成年後見研修会を共催した。
- (2) 例年9月に開催している相談会は、コロナ禍により実施しなかった。
- (3) 家庭裁判所主催、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート沖縄支部及び本会で構成する三士会が開催され、本会からは安里純弥相談事業部長を派遣した。

3. 権利擁護委員会等の協力を得て、新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談会の実施、相談員の養成を行う。

本年度は行わなかった。

4. 県内自治体への公営住宅の保証人廃止を求める陳情を行う。

- (1) 令和3年5月29日（土）に開催された当会第81回定時総会において「日米地位協定の改定および沖縄県の米軍基地負担軽減を図るための国民的議論を深めることを広く呼びかける決議」（第81回定時総会第15号議案）が賛成多数で可決された。これをうけ同年6月5日に開催された九州ブロック司法書士会協議会において当会を代表して代議員である安里長従が同様の決議を求める議案を提出し、満場一致で可決された。
- (2) 令和3年8月18日（水）、沖縄県議会及び県内の市町村34議会（既に保証人を廃止していた国頭村、粟国村、北大東村、伊是名村、久米島町、同様の陳情を令和2年9月に可決していた那覇市、与那原町を除く）に対して、下記ア及びイを要旨とする「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情書」を提出した。

記

- ア 公営住宅条例を改正し、公営住宅の入居に際して保証人を不要とすること。

イ 緊急連絡先については、確保できない場合に入居後の生活支援に関する団体を緊急連絡先に代替させること。

この陳情は、令和2年9月に発出した「公営住宅の入居保証の廃止を求める会長声明」を実効性あるものとするため、理事全員一致により実現した。

その結果、浦添市、豊見城市、読谷村、中城村、八重瀬町、沖縄県が陳情を採択し（なお、北谷町は趣旨採択）、陳情は採択されていないが、名護市の行政当局は保証人を廃止する方針を示し、沖縄県、豊見城市、八重瀬町、既に同様の陳情を採択していた那覇市と与那原町は、令和4年度から公営住宅の保証人を廃止することとなった。浦添市、読谷村、名護市は令和4年度中に条例を改正し、令和5年度から公営住宅の保証人を廃止することとなり一定の成果を得た。

5. その他自由かつ公正な社会の実現に寄与するため職責を自覚し、社会問題に対して適宜会長声明や提言、相談会の実施、研修の実施などに努める。

(1) 令和3年5月12日（水）、「民法等の一部を改正する法律等の成立を受けて～相続登記の義務化に向けた司法書士の役割～」と題し会長声明を発出した。これは、令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立したことを行うけ、今後も当会が改正法にいち早く対応し、国民の権利擁護に資するために、市民に対しきめ細かなサポートを実施していく決意を述べたものである。

(2) 多重債務問題が一時に比べて落ち着きを見せているとはいえ、コロナ禍も踏まえ、生活に困窮し不安を抱えている市民がおり、会事務局にも対応する司法書士の紹介の問い合わせが一定数あるが、それらの相談に対応していない会員もあり、会事務局が相談先の調整に時間を割かれたり、その負担が特定の会員に集中している状況がある。司法書士に課された社会的責任に鑑み、できるだけ多くの会員に対応してもらうため、令和3年9月30日付の文書において債務整理の相談・受任、ヤミ金の相談・受任、生活保護等の相談・支援に関する会員へのアンケートを実施した。なお、アンケートの結果は、債務整理の相談・受任可能な会員が30名、ヤミ金の相談・受任が可能な会員が17名、生活保護等の相談・支援が可能な会員が21名であった。

【福利厚生及び共済関係】

令和4年度から、委任状等の頒布を中止し、職務上等請求書の販売委託契約を解除するため、その準備及び会員への周知を行う。また今後の共済制度について検討する。

- (1) 委任状等の頒布は中止し、共済との職務上等請求書の販売委託契約を解除した。
- (2) 共済会費の納入については、会員のご協力により、令和4年3月31日現在の期末共済基金は、約金2億3,000万円である。第2会費(任意)納入会員数は、41名の18%である。
- (3) 貸付金は、会館特別貸付金6,508万円と共済貸付金355万円(利用者6名)の合計6,863万円となっている。

【会務運営の安定及び効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規定等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規定、福利厚生等々について一部外部専門家への委託も含め検証を進める。

- (1) 社会保険労務士から指導を受け、令和3年3月30日付「1年単位の変形労働時間制に関する協定」に基づき3名の職員の労働時間配分について、年間労働時間2078時間、週平均労働時間40時間に収まるよう実施し、令和3年4月1日、同社会保険労務士と「労働社会保険諸法令に関する相談」の委託契約を締結した。
- (2) 事務職臨時職員採用及び退職について、「労働条件通知書及び雇用契約書」作成、雇用保険手続きを依頼し行った。
- (3) 事務職員給与規程について助言いただき令和4年2月1日付一部改正した。

2. IT技術の活用

IT技術等を利用することで、本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく。

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われる全ての会議について完全ペーパーレス化を推進する。
本年度も理事会においては会議資料を当会ホームページ上にデータをアップすることでペーパーレスでの会議を行った。

(2) 会議開始時間の見直し

本会の行われる全ての会議について会議開始時間の見直しを検討する。
昨年度に各委員会との申し合わせ事項により、Web会議が活用され、また当会会館にて委員会を開催する際は、事務局の負担軽減の観点から開始時間が事務局の就業時間内に行うように改善された。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年会との協議、情報交換

令和4年2月28日（月）四者協議会を開催し、情報交換及び意見交換を行った。政治連盟とは、特に公正証書の待機改善について引き続き協働していくことが確認された。青年会からは、次年度も本会との共催での研修会や相談会を増やしたいという計画が述べられ、本会からは、離島相談における九B助成金の活用について説明がされた。リーガルからは、遠隔地や離島の自治体支援相談会のための共同事業への意向が述べられ、当会からは、後見人の会員紹介に関して事務局の負担軽減のためマーリングリストを活用することが提案され合意された。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調、連携する。

本年度は開催しなかった。

3. その他

- (1) コロナ禍における緊急事態宣言下の事務局の業務時間・窓口対応の時間帯の短縮、体制の見直し等を行い、会員へ周知した。
- (2) 沖縄県担い手育成総合支援協議会から農業経営者総合サポート事業（農業経営者サポート事業）実施による「農業経営相談所」設置に伴う専門家推薦依頼を受け、会員を推薦した。
- (3) 南部水道企業団から任期満了に伴う「情報公開保護審査会」委員依頼を受け、引き続き同委員を推薦した。
- (4) 那覇市から任期満了に伴う「那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会」委員の依頼を受け、会員を推薦した。
- (5) 那覇市から任期満了に伴う「那覇市国民健康保険運営協議会」委員の依頼を受け、引き続き同委員を推薦した。
- (6) 宜野湾市から依頼を受け、「宜野湾市空家等対策審議会」委員に会員を推薦した。
- (7) 那覇地方裁判所から依頼を受け、「那覇地方裁判所委員会」委員に会員を推薦した。
- (8) 那覇地方法務局から依頼を受け、「所有者等探索委員」に会員を推薦した。
- (9) 那覇地方法務局から推薦を受け、「筆界特定調査委員」に会員を推薦した。
- (10) 名護市軍用地等地主会から「軍用地料の供託」に関する研修会講師派遣依頼を受け、令和3年12月10日、一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会会議室で開催された同研修会に担当講師福原淳員を派遣した。
- (11) 北谷町から推薦依頼を受け、「北谷町都市計画審議会」委員に会員を推薦した。

- (12) 宜野湾市から依頼を受け、「宜野湾市情報公開及び個人情報保護制度運営に関する審議会」委員に会員を推薦した。
- (13) 那覇市社会福祉協議会から依頼を受け、「ふれあい福祉相談室司法書士相談員」に会員を推薦した。
- (14) 那覇市から依頼を受け、「那覇市空家対策審議会」委員に会員を推薦した。
- (15) 令和3年7月27日、那覇地方法務局より令和3年度長期相続登記等未了土地解消作業を受託団（全28名）において受託した（全190件）

【権利擁護委員会】

1. 『多重債務事件処理の手引き』の改定

消費者委員会と合同で、近年の法改正を踏まえ、11訂版が完成し、令和3年7月各会員に配布された。なお、権利擁護委員会としては、生活保護分野の章を担当した。

2. 研修会の開催

令和4年3月19日（土）消費者委員会と合同で、Web配信にて「債務整理、ヤミ金、生活保護の実務」に関する業務研修会を開催した。

権利擁護委員会としては、①沖縄の貧困の現状と司法書士の役割（安里）、②生活保護の仕組みと基礎知識（上原）、③生活保護の利用をめぐる主な論点（新城）を担当し、35名の参加者があった。

3. 沖縄県自殺対策会議への参加・意見交換、会員へのフィードバック

本年度も、コロナ禍の影響で、書面開催となった。

沖縄県における年間自殺者数は、平成24年に300人を下回り、以降、減少傾向が続いていることであるが、依然、自殺者数が多くいることに変わりなく、引き続き関係機関と連携し、顔の見える関係性作り、情報交換、相談会の共同開催など、自殺対策に取り組む必要がある旨、意見を述べた。

4. 経済的困窮者に対する法律支援事業の広報及び審査

昨年度から実施されている連合会が行う支援事業の助成金活用を促すため、会員に向けた利用広報文を作成し、周知した。本年度支援事業を利用した会員は、2名の2件であった。

5. 貧困問題など人権問題に関する研究

- ① 令和3年8月26日沖縄県司法書士会において、安里委員を中心に、問題提起していた「公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正」に関する陳情書提出の記者会見に、権利擁護委員会としても参加した。
- ② 沖縄県においては、福祉事務所から資産活用の観点からの自動車の保有要件の厳格かつ硬直的な認定がネックとなり、本来受けられる人の、生活保護申請を断念しているケースがあるのでないかということから、生活保

護問題対策全国会議より「自動車を持ちながら生活保護を利用するためには！Q&A」冊子を取寄せ、各会員に配布した。

③ 司法書士会事務局において、債務整理の相談先の調整に対応できない事務所があったり、特定の会員に集中していたりする現状に鑑み、名簿を作成するため、「多重債務・ヤミ金・生活保護等の相談員アンケート調査」を行った。なお、アンケートの結果は、債務整理の相談・受任可能な会員が30名、ヤミ金の相談・受任が可能な会員が17名、生活保護等の相談・支援が可能な会員が21名であった。

6. その他

- ・令和3年7月1日（木）、Web会議による第1回委員長合同会議に出席（新城）
- ・令和3年9月1日（水）、Web会議による第1回委員会の開催（新城、上原、金城、安里）
- ・令和4年1月31日（月）、Web会議による第2回委員会、消費者委員会合同会議
- ・令和4年3月3日（木）、Web会議による第3回委員会、消費者委員会合同会議
- ・令和4年3月11日（金）、Web会議による法教育事業担当者意見交換会に出席（新城）

連合会主催による会議。各単位会の法教育事業への取り組み状況、実例報告の共有がなされた。福岡県会制作の『解釈のちから』という紙芝居や、連合会制作の『提案のちから』などの教材を活用し、Web配信（Zoom）を利用しての取組事例が報告された。

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

1. 令和3年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。

令和3年度の一般会計および特別会計の予算の執行を日々行い、各月の決算書を作成し、理事会で報告を行った。

2. 令和3年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。

第1号議案及び第2号議案のとおり、一般会計および特別会計の決算書類の作成を行った。

3. 令和4年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

第6号議案乃至第8号議案のとおり、一般会計および特別会計の令和4年度

の予算案の作成を行った。

4. 経理部業務改善

会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

本年度末のメール会員数は、198名（全会員数の約89%）であり、新規登録会員に対してはメール登録の案内を行い登録率は100%である。

5. 財政基盤の強化

(1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立を着実に履行する。

本年度は会館建設借入金の返済を予算より100万円増額して行った。

又、修繕積立金を確実に履行した。

(2) 経理事務処理の効率化を引き続き行い、経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

今年度も、前年度に引き続きネットバンキングの利用により、事務局の労力軽減に加え振込手数料及び会費振替経費の削減に努めた。

6. その他

本年度も、昨年度に引き続きコロナ禍の影響で、相談会等実施できなかった事業や定時総会等縮小された事業が多かったが、出来る限りの執行を行った。

企画部

1. 活動報告は、以下のとおりである。

(1) 沖縄県司法書士会70周年記念事業について

記念誌発刊を目的とし、沖縄県司法書士会70周年記念史編集委員会を設置した。現在、記念誌発刊に向けて活動中である。

(2) 業務推進について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実際に集まって会議、委員会及び研修会等を開催することが難しい状況が続いている。そのような中、集合とWeb配信を組み合わせたハイブリッド方式による会議等の開催を行っているが、引き続き、Web会議によるノウハウを蓄積していく必要がある。各委員会の活動は後記のとおりとなっている。

(3) 委員会の活性化について

委員会の活性化として、①委員会としての活動方針、事業計画及び予算案の主体的な策定を行うこと。②委員会の主体的な活動を促進するため、研究費として予算組を行うこと。③会議における資料のペーパーレス化の推進④議事録・資料等のホームページ上での管理・保存⑤Web会議の安定的な運用方法の確立の5つの項目を挙げたが、状況は次のとおりとなっている。

①について

令和3年7月1日（木）委員長合同会議を開催し、各委員会の開催方法、研究費、予算案の主体的な策定について、打合せを行った。

②について

権利擁護委員会及び消費者委員会が主体となり、多重債務事件処理手引（改訂版）を発刊した。

③～⑤について

Web会議を利用したことにより、ペーパーレス化がすすんでいる。議事録・資料等のホームページ上での管理・保存については、各委員会ごとに、データの保存スペースを設け議事録を保存している。

2. 各委員会の活動報告

令和3年度の各委員会における活動報告は、次の通りである。

（1）不動産登記委員会

ア 委員会の開催

令和3年4月14日（水）、5月13日（木）、5月26日（水）、6月9日（水）、8月11日（水）、9月22日（水）の6回開催した。

イ 研修会の開催について

令和3年6月19日（土）午後1時から午後5時まで、県会会員向けに、不動産登記委員会主催の研修会【民法改正の概要】を開催した。緊急事態宣言下での研修会であることを考慮し、Web配信により開催した。

ウ 理事会に意見書を提出

本店支配人による、支店を取扱店とする抵当権抹消登記申請に関する法務局の補正扱いへの対応について意見を取り纏め、意見書を理事会に提出した。

エ 登記原因証明情報に関するアンケートへの対応

連合会より実施された「登記原因証明情報に関するアンケート」にて、委員会で検討し、回答案を作成して県会会长宛に提出した。

（2）商業登記委員会

ア 桐友会連絡会の利用

商業登記に関する事例等を各会員より募集・検討し、疑義の残る事案等については、桐友会連絡会を利用し、法務局と事前に打ち合わせすることを予定していたが、桐友会連絡会は、新型コロナウィルス感染拡大の影響により本年度は開催されなかった。

イ 研修について

講師を招いての研修会を計画していたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、開催出来なかつた。

ウ アンケートの実施

日本司法書士会連合会の依頼により会社設立等に関する登記申請書・添付書面の作成・取得に関するアンケートを実施した。

エ 法務局商業登記部門との連携

那覇法務局商業登記部門から出された添付書類、原本還付、データ入力に関する注意喚起について、会員に向けて、周知徹底の依頼を行った。

(3) 裁判事務委員会

ア 民裁修習

令和3年6月5日（土）民事演習教材 第3建物収去土地明渡請求事件
(Web配信) サマリーペーパー作成
担当 青木徹会員
事例研究 所有権移転登記手続請求事件
担当 青木徹会員
(8名出席)

ゼミ形式で、ディスカッションを重視している。新型コロナウィルス感染拡大防止のためWeb配信にて実施した。

イ 研修の実施

民裁修習以外の研修は実施できなかった。

ウ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査

令和4年2月7日（月）案内文で会員に活用を呼び掛けた。
令和4年2月22日（火）申込2件を審査し助成を決定した。

エ 委員会の開催

第1回令和3年4月3日（土）午後2時～午後2時30分 Web会議
第2回令和4年2月22日（火）午後6時～午後7時 Web会議

オ 交通事故対策委員会との連携

交通事故特別委員会主催の研修等に裁判事務委員会の各委員が参加した。

(4) 消費者委員会

ア 「多重債務事件処理の手引き」の改訂について

消費者委員会及び権利擁護委員会の委員で分担し、改訂作業を行った。
その準備のため、令和3年4月28日（水）、権利擁護委員会と消費者委員会の合同会議を開催した。改訂後、各会員へ配布した。

イ 多重債務問題、ヤミ金、生活保護の相談対応及び業務受任できる会員を増やすための活動

- ① 委員会の開催 令和3年9月29日、問題状況を共有し改善策を議論した。
- ② アンケートの実施 債務整理、ヤミ金、生活保護の相談受託会員を把握するためアンケートを実施した。なお、アンケートの結果は、債務整理の相談・受任可能な会員が30名、ヤミ金の相談・受任が可能な会員が17名、生活保護等の相談・支援が可能な会員が21名であった。
- ③ 権利擁護委員会との合同委員会の開催 令和4年1月31日（月）、同年3月3日（木）。

④ 合同研修会の開催

令和4年3月19日(土)、権利擁護委員会と合同で「債務整理、ヤミ金、生活保護の実務」に関する業務研修会を開催した。

ウ 沖縄県多重債務対策協議会及び沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議への参加
本年度はWeb会議での開催となった。以下のとおり照会を行った。

① 多重債務及びヤミ金の相談や受任を行う県内司法書士・弁護士が少なく紹介に困ったという事態が生じているか。実際に債務整理事件を受任する司法書士・弁護士が少ないという話を聞いたことがあるか。

② テレビ、インターネットで広告を行う県外事務所から高額報酬を提示されたり、過払い金が発生しないため依頼を断られる等、本人の生活再建に繋がっていないという報告を受けたことがあるか。

エ 適格消費者団体を目指す「NPO法人消費者ネットおきなわ」の会議へ参加、不当条項等の情報提供や意見交換

本年度は、参加できなかった。

オ 県と関連団体で毎年年末に行っているヤミ金ビラ剥がしへの参加
新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止となった。

カ その他

那覇地方裁判所管轄における破産事件、民事再生事件の統計調査

新型コロナウイルス感染拡大の影響がこれから数字に表れてくることから、前年度に引き続き調査を継続した。

(5) 渉外登記特別委員会

ア 渉外登記相談窓口の設置

令和3年3月1日から、会員向けの渉外登記相談窓口を設置した。この設置趣旨としては、渉外登記案件の解決に向けて会員のサポートをすること、渉外登記案件の情報収集をすること、質問を蓄積してQ&Aの作成を目指すことがある。相談内容は、会員で受任している渉外登記の登記相談を受けることにし、窓口については、委員長(日高憲一)を窓口として、メールとファックスにて受け付け、相談フォーム等を作成し、委員会メンバー全員で対応することにした。

委員会は、必要に応じて開催し、質問事項について検討して会員へ回答する。なお、緊急性のある案件は、原則、対応不可とすることにした。

会員への告知については、会報(2022.03.31/No.122)及び会務情報紙(令和4年4月)にて掲載した。今後、事務局からのメールとファックスによる広報を委員から発信することが予定されている。

イ 講師担当の報告

令和4年1月21日九州ブロック新人研修(Web配信にて100分)を担当し、講師は、委員長日高憲一によりなされた。②令和4年2月10日福岡会からの講師依頼を受けて「渉外登記事例」実務研修会(Web配信にて100分)を担当し、講師担当は、委員長日高憲一がした。

ウ 予定されていた「外国取引における資金決済の研究」「外部講師による研修会」の事業については、コロナ禍による委員会自粛と相談窓口の設置に尽力する為に見送った。

(6) 民事信託研究委員会

ア 民事信託に関する情報収集について

各委員よりメーリングリストを活用した形で信託登記手続きに関する情報を収集し、意見交換を行った。引き続き情報収集を行い、研修会に向けた準備を行っている。

イ 研修会の開催

本年度は委員会自体の開催が行えておらず、その為研修テーマを詰められず、研修会を開催することが出来なかった。

(7) 交通事故対策特別委員会

ア 物損事故相談センターを設置

理事会の承認により、令和3年11月2日、「司法書士物損交通事故相談センター」を設置した（センター長：中石耕一郎運営委員：浦崎直久）。

イ 交通事故相談員を募集

交通事故相談員を募集し相談員を9名確保した。

ウ 交通事故相談員による交通事故相談会の継続的な開催 開催なし。

理由 まん延防止等重点措置の発令（令和3年4月12日～5月22日）及び緊急事態措置の発令（令和3年5月23日～9月30日）等により、相談会を開催することに躊躇した。令和3年12月には、県内におけるコロナ新規感染者数が減少に転じていたことから、令和4年1月以降の相談会開催を検討していたところ、再度、まん延防止等措置が発令（令和4年1月9日～令和4年2月20日）されたため、結果として相談会は開催できなかった。

エ その他報告

① 研修部との共同により、次のとおり、交通事故研修会を再度おこなった。

令和3年11月4日（木）

令和3年11月11日（木）

令和3年11月18日（木）

令和3年11月25日（木）

② 交通事故委員会を次のとおり開催した。

令和3年10月21日（木）午後5時～午後6時40分 Web会議

令和4年3月14日（月）午後5時30分～午後7時 Web会議

(8) 空き家・所有者不明土地対策特別委員会

ア 委員会の開催

委員会は3回開催した。

イ 審議員等の推薦

内閣府主催の「沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討会」の検討員として引き続き上原浩一会员を推薦した。

ウ 沖縄県独自の所有者不明土地問題について

① 検討会への出席

「沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討会」に上原浩一会员が検討員として出席して積極的に意見を述べた。それと同時に、本委員会の他の委員も時間の許す限りオブザーバーとして参加し、沖縄県独自の所有者不明土地問題についての理解を深めた。

② 研修

最近の所有者不明土地等に関する法改正を受け、これから課題についてと、沖縄独自の所有者不明土地の経緯についての研修会を令和4年3月19日に開催した。

③ 相談会への派遣

今年度は内閣府主宰の沖縄県独自の所有者不明土地についての相談会は開催されなかったので、相談員の派遣もなかった。

エ その他

① 「沖縄所有者不明土地連絡協議会幹事会」に担当者が2回出席した。

② 粟国村の空き家問題について村担当者から2回相談を受けた。

(9) 沖縄県司法書士会70周年記念史編集委員会

過去10年間の沖縄県司法書士会の活動実績、制度・法改正等に関して、これまでに3巻発刊されている記念誌のように、後世の会員に伝えるべき資料を備えた記念史の発刊に向けて、委員会を7回開催し、記念誌の内容の企画・検討を行った。

広報部

例年通り、当会が常設している「司法書士総合相談センター」、「沖縄県司法書士相続相談センター」や毎年行われている役員変更登記はお済みですか月間、相続登記はお済みですか月間、法の日などの無料相談について、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙、当会ホームページ等の費用対効果を考えながら、広報方法について取捨選択しながら、県民向けに広報活動を行った。

また、会員に対しても、会員が求める情報の把握に努め、会務情報紙、会報等を通じて、会員に必要な情報を発信した。

本年度の新たな取り組みとしては、「ソーシャル・ネットワーキング・サー

ビスの公式アカウント設置に関する規程」及び「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式アカウントの運用マニュアル」を制定し、当会公式Facebookページを開設した。

以下、詳細な事業報告をする。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

司法書士総合相談センターにおいては、「なは司法書士総合相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター(沖縄市、うるま市)」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広報を行った。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

沖縄タイムス、琉球新報の県内新聞二紙にて毎月1回の新聞広告、当会ホームページ等での広報を行った。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間(令和3年5月)

令和3年5月の1か月間を「役員変更登記はお済みですか月間」として、会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(4) 消費者月間関連事業(令和3年5月)

令和3年5月の1か月間を「消費者トラブル対応月間」として、会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(5) 「法の日」司法書士無料電話相談会

令和3年10月1日(金)に、「法の日」司法書士無料電話相談会が開催されるにあたり、県内新聞二紙、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行った。

相談会10時から16時の電話4回線に対し、相談件数77件とかなり大きい反響があった。

(6) 相続登記はお済みですか月間(令和4年2月)

令和4年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」として、会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、県内新聞二紙、当会ホームページの一般向けお知らせ、当会公式Facebookページを利用して広報を行った。

(7) 「借金・滞納、その請求に困ったら司法書士へ」強化月間(令和4年3月)

令和4年3月の1か月間を「借金・滞納、その請求に困ったら司法書士へ」強化月間として、司法書士総合相談センターにて無料相談を実施することに伴い、当会ホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

2. 法務局後援事業の広報について

令和3年8月28日（土）開催予定であった「司法書士の日記念事業」としての那覇地方法務局が後援する相続等に関する市民公開講座・無料相談会の開催が、沖縄県に新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態措置が発令されたことに伴い中止となつたため、広報も行わなかつた。

3. 会報の発行について

本年度は、事業計画どおり年度内2回の会報を発行した。内容としては、当会、関連団体の動向や会員に興味を持っていただけた記事の掲載を心掛けた。

また、本年度から、司法書士業関連業者に対し、会報に対する協賛広告1件あたり1万円を募り、年度内19件の協賛広告を得た。

会報については、執筆していただけた会員皆様のご協力があつてのことなので、今後も会員の皆様のご理解とご協力を願いしたい。

4. 当会公式Facebookページの開設について

令和3年9月14日施行の「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式アカウント設置に関する規程」及び「ソーシャル・ネットワーキング・サービスの公式アカウントの運用マニュアル」を制定し、同年同月22日より当会公式Facebookページ（開設費及び運営管理費無し）を開設した。

現在、当会の相談会、司法書士制度広報等に利用しており、1投稿あたり、470～740人の閲覧者数となっている。

5. その他の広報活動について

（1）会館周りのホウオウボクの伐採及び自立式ステンレス看板の設置

沖縄県司法書士会館への来館者より、会館がホウオウボクで覆われ、会館が認識しづらいとの意見が以前より多くあつた。会館周りのホウオウボクの伐採をし、会館角に「沖縄県司法書士会館総合相談センター」と記載された自立式ステンレス看板を設置した。

（2）高校生消費者教育講師派遣について

令和3年度においては、新型コロナウイルス禍により例年よりは少ないが、合計3校からの申込があり、3名の会員が高校生（3年生）に対して、消費者被害の内容を中心に講話を行った。

（3）その他

令和3年11月11日（木）、第36回沖縄県不動産取引適正申告推進会議が国税事務所で開催され、佐久川広報部長が出席した。

研修部

新型コロナウィルス感染症の影響を受け、予定していた一部の研修会について中止や延期、又は開催方法の変更があった。そのような中、Web配信、又は集合とWeb配信を組み合わせたハイブリッド方式での開催が増加した。以下、研修事業に関する報告をする。

1. 会員研修

(1) 単位制研修

ア 倫理に関する研修

- ① 令和3年10月9日（木）、日司連業務研修会（倫理）「不動産取引の意思能力に関する裁判例」（倫理単位付与）を集合（同時配信）にて開催した。
- ② 令和3年12月4日（土）、日司連中央研修会「本人確認情報の現状と展望」（倫理単位付与）を集合（同時配信）にて開催した。
- ③ 令和4年1月29日（土）、「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」（講師：山本一宏司法書士・日司連リスク管理室室委員・三重県会会长）、「職務上請求書の取扱いについて」（講師：安里長従総務部長）、「苦情対応の事例・注意勧告の事例」（講師：上原修副会長、島尻泰孝企画部長）に関する研修会（倫理単位付与）をWeb配信にて開催した。

イ 新法・改正法に関する研修

令和3年6月19日（土）、「民法改正の概要」「第1講：民法改正の概要1（債権法）」（講師：與儀信一不動産登記委員会委員長）、「第2講：民法改正の概要2（債権法）」（講師：上原昌子同委員会委員）、「第3講：民法改正の概要3（債権法）」（講師：日高憲一同委員会委員）、「第4講：民法改正の概要4（相続法）」（講師：大川達郎同委員会委員）、「第5講：民法改正の概要5（相続法）」（講師：日比正太郎同委員会委員）をWeb配信にて開催した。

ウ 不動産登記に関する研修

令和3年3月19日（金）、空き家所有者不明土地問題関連会員研修会「第1講：最近の所有者不明土地、空き家に関する法改正のまとめについて」（講師：伊良皆進功空き家・所有者不明土地対策特別委員会委員長）、「第2講：沖縄の所有者不明土地の経緯について」（上原浩一同委員会委員）を集合とWeb配信（ハイブリッド方式）にて開催した。

エ 商業・法人登記に関する研修

令和3年11月20日（土）、日司連業務研修会（企業法務分野）「株式管理の問題点と実務対応」を集合（同時配信）にて開催した。

オ 裁判実務に関する研修

- ① 令和3年6月5日（土）、第2回民裁修習（担当：青木徹裁判事務委員会委員長）をWeb配信にて開催した。
- ② 令和3年11月4日（木）、物損交通事故事件研修会「弁護士費用特約等保証特約の活用を含む損害保険の知識（DVD視聴及び質疑）」（質疑担当委員：中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長）を集合とWeb配信（ハイブリッド方式）にて開催した。
- ③ 令和3年11月11日（木）、物損交通事故事件研修会「交通事故に関する相談を完遂できるための知識（DVD視聴及び質疑）」（質疑担当委員：中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長）を集合とWeb配信（ハイブリッド方式）にて開催した。
- ④ 令和3年11月18日（木）、物損交通事故事件研修会「物損交通事故の事件処理について・事故態様を中心に（DVD視聴及び質疑）」（質疑担当委員：中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長）を集合とWeb配信（ハイブリッド方式）にて開催した。
- ⑤ 令和3年11月25日（木）、物損交通事故事件研修会「物損交通事故の事件処理について・損害額を中心に（DVD視聴及び質疑）」（質疑担当委員：中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長）を集合とWeb配信（ハイブリッド方式）にて開催した。
- ⑥ 令和4年1月22日（土）に集合（同時配信）にて開催予定だった日司連業務研修会（訴訟法分野）「実践！司法書士の債権回収～裁判手続に拠らない債権回収の技術～」については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止とした。

カ 財産管理業務に関する研修

その他関連団体との共催を参照。

キ 信託に関する研修

その他関連団体との共催を参照。

ク 渉外登記に関する研修

開催されなかった。

ケ その他実務に関する研修

- ① 令和3年10月23日（土）、日司連業務研修会（民事法分野）「基礎から学ぶ電子契約」を集合（同時配信）にて開催した。
- ② 令和4年3月19日、「債務整理、ヤミ金、生活保護の実務」に関する業務研修会（講師：宮城拓消費者委員会委員長、安里長従同委員会委員、稻嶺潤一同委員会委員、檜崎泰弘同委員会委員、沢嶽聖智同委員会委員、新城優子権利擁護委員会委員長、安里長従同委員会委員、上原圭裕同委員会委員）をWeb配信にて開催した。
- ③ その他関連団体との共催を参照。

(2) 支部研修会

開催されなかった。

(3) 連合会主催研修会への参加の奨励

ア 日司連年次制研修会

今年度の受講対象者は、例年と異なり、中止となった令和2年度の受講対象者を含む対象者数となつたため、令和3年10月16日（水）（第3回目）・同年同月31日（日）（第4回目）、同年11月13日（土）（第5回目）と複数回に別けた上での集合での開催となつた。予定していた令和3年7月17日（土）（第1回目）、同年9月11日（土）（第2回目）については、それぞれ新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み中止した。なお、対象会員に対しては今年度特例的に認められた日司連研修総合ポータル（eラーニング）を利用した研修受講を奨励した。

イ 業務研修会

- ① 令和3年10月9日（土）に開催された日司連業務研修会（倫理）「不動産取引の意思能力に関する裁判例」（Web配信）への参加を奨励した。
- ② 令和3年10月23日（土）に開催された日司連業務研修会（民事法分野）「基礎から学ぶ電子契約」（Web配信）への参加を奨励した。
- ③ 令和3年11月20日（土）に開催された日司連業務研修会（企業法務分野）「株式管理の問題点と実務対応」（Web配信）への参加を奨励した。
- ④ 令和4年1月22日（土）に開催された日司連業務研修会（訴訟法分野）「実践！司法書士の債権回収～裁判手続に拠らない債権回収の技術～」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑤ 令和4年2月5日（土）に開催された日司連「仲裁人候補者養成研修会」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑥ 令和4年2月12日（土）に開催された日司連「未成年後見研修会」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑦ 令和4年2月13日（日）に開催された日司連「債務整理実務研修会（基礎編）」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑧ 令和4年2月18日（金）・同年3月6日（日）に開催された日司連「ADR人材養成・事業活性化のための研修会」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑨ 令和4年2月19日（土）に開催された日司連「不動産登記研修会～民法・不動産登記法等の改正と司法書士執務の課題～」（Web配信）への参加を奨励した。
- ⑩ 令和4年3月12日（土）に開催された日司連「不動産登記訴訟～登記の効力と取得時効～に関するオンライン研修会」（Web配信）への参加を奨励した。

ウ 日司連中央研修会

令和3年12月4日（土）に開催された第36回日司連中央研修会「本人確認情報の現状と展望」（Web配信）への参加を奨励した。

エ 中央新人研修

令和3年度合格者に対し、令和3年12月13日（月）～29日（水）の間に開催された中央新人研修「e ラーニング研修」（Web配信）への参加を奨励した。

（4）九州ブロック会員研修会への参加の奨励

ア 九州ブロック会員研修会

- ① 令和3年9月4日（土）に開催された第23回九州ブロック会員研修会「テーマ：デジタル化が司法書士業務に及ぼす影響について」（倫理単位付与）（Web配信）への参加を奨励した。
- ② 令和3年9月25日（土）に九州ブロック司法書士会協議会と福岡県司法書士会共催にて開催されたADR研修会＜入門編・事例検討会＞（Web配信）への参加を奨励した。

イ 九州ブロック新人研修会

令和3年度合格者に対し、令和4年1月14日（金）～1月24日（月）の間に開催された九州ブロック新人研修（Web配信）への参加を奨励した。なお、当会より安里長従会員、宮城拓会員、日高憲一会員及び稻嶺潤一会員の4名が研修講師を務めた。

（5）その他

- ア 令和3年9月11日（土）に開催された一般社団法人日本財産管理協会と一般社団法人商業登記倶楽部の共催による「第13回専門実務研修会」「会社法と商業登記規則の改正にまつわる実務解説～電子契約への対応ノウハウを含めて～」（Web配信）について情報提供をした。
- イ 令和3年9月4日（土）・5日（日）に開催されたNPO法人渉外司法書士協会「～外国人にかかる不動産・会社法務の入門～」（Web配信）について情報提供をした。
- ウ 令和3年11月13日（土）に開催された一般社団法人民事信託推進センター主催「第7回民事信託実務基礎講座兼公開セミナー」について情報提供をした。

2. 新入会員研修

（1）新入司法書士会員配属研修

受講者2名のうち1名が令和3年3月8日～8月13日の間に2名の会員事務所において、うち1名が令和3年4月5日～5月21日の間に1名の会員事務所

において配属研修を受講した。

(2) 新入司法書士会員一般研修会

令和4年3月5日（土）、「執務規範」（講師：大嶺睦綱紀調査委員）、「ディスカッション～立会業務、相続登記の実務を中心～」（チューター：崎間考史研修部長、上原涉同部員、南しのぶ同部員、仲與根巧同部員、仲宗根庸子同部員）、「報酬事例の紹介」（沢嶽聖智会員）、「成年後見業務について」（講師：福原淳会員）、「組織紹介」のプログラムで集合にて開催した。

3. 関連団体との共催

(1) 沖縄県司法書士青年の会

- ア 令和4年2月17日（木）、沖縄県司法書士青年の会との共催にて「相続法（令和3年改正を含む）の実務」（講師：浅野知則司法書士・全国青年司法書士協議会）に関する研修会をWeb配信にて開催した。
- イ 令和4年2月24日（木）、沖縄県司法書士青年の会との共催にて「民事信託等財産管理業務」（宮澤智史司法書士・全国青年司法書士協議会）に関する研修会をWeb配信にて開催した。
- ウ 令和4年3月4日（金）、沖縄県司法書士青年の会との共催にて「旧民法・応急措置法の相続の実務」（講師：田邊英士司法書士・全国青年司法書士協議会）に関する研修会をWeb配信にて開催した。

(2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部

令和3年9月25日（土）・26日（日）、同年10月29日（金）、同年11月27日（土）・28日（日）、同年12月18日（土）、令和4年2月11日（金）・12日（土）、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催での研修会をそれぞれ集合にて開催した。

4. 補助者実務研修

令和3年11月27日（土）に福岡県司法書士会が開催した事務職員研修会（Web配信）「第1部：執務における留意点～司法書士倫理の解説を中心に～」、「第2部：相続登記の基礎」への参加を奨励した。

5. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

倫理単位付与の対象とされた日司連業務研修会（倫理）、日司連中央研修会のほか、「違反行為等の防止に係る司法書士倫理」「職務上請求書の取扱いに

ついて」 「苦情対応の事例・注意勧告の事例」に関する倫理研修を行った。九州ブロック会員研修会について倫理単位付与の指定をしたうえで参加を奨励した。

令和3年度九州ブロック司法書士協議会モデル事業・司法書士会員の職業倫理を補助するチューター養成講座に崎間考史研修部長、仲與根巧研修部員及び平川英明会員をそれぞれ派遣し、今後の倫理研修の充実を計った。

(2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。

Zoom を使用した Web 配信研修の履修方法、日司連研修総合ポータル（e ラーニング・映像ライブラリ等）及び単位制研修の義務化について、会務情報誌及び新入司法書士会員研修等でそれぞれ周知した。

(3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

研修会開催に至らなかった。

(4) インターネット配信研修について改善を図る。

Zoom ミーティングを使用した Web 配信研修について、研修進行シナリオ、機材設置マニュアル及び操作マニュアル等を作成した。また、Zoom ウェビナーオプションを契約し、操作方法・仕様等を調査した。

相談事業部

1. 相談事業の充実

令和3年度は、次の相談事業を行った。

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センターの名簿に登載された相談員が面談及び電話による法律相談を次のとおり、実施した(別紙司法書士総合相談センター相談員名簿及び同割当表参照)。

なお、面談相談においては、換気対策、アクリルパーテーションの設置、アルコール類、非接触型体温計等を用意し、相談員及び相談者の新型コロナウィルス感染症への感染予防対策を徹底した。

ア なは司法書士総合相談センター

実施日 定例毎週2回(火曜日・木曜日)14時～16時まで

場 所 沖縄県司法書士会館内

イ やんばる司法書士総合相談センター

実施日 定例毎月1回(第三水曜日)14時～16時まで

場 所 名護市産業支援センター内

ウ ちゅうぶ司法書士総合相談センター

① 沖縄市

実施日 定例毎月1回(第二金曜日)14時~16時まで

場所 沖縄市役所

② うるま市

実施日 定例毎月1回(第三水曜日)14時~16時まで

場所 うるま市役所

エ 離島からの相談

電話相談により、個別に対応した。

(2) 司法書士相続相談センター

司法書士相続相談センターの名簿に登載された相談員が直接相談員事務所及び当会会館内において、相続に関する相談を次のとおり、実施した（会館実施分については、別紙司法書士相続相談センターの担当者割当表参照）。また、広報部と連携し、令和4年度の司法書士制度150周年に向けて「相続登記の専門家は司法書士」というイメージをより浸透させるため相続及び相続相談センターの広報を実施した。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間及び消費者トラブル対応月間の無料相談

次の期間、役員変更登記の促進及び消費者トラブルに対応するため、各会員事務所において、無料相談を実施した。

実施期間 令和3年5月1日～5月末日まで

場所 各司法書士会員事務所

(4) 離島(司法過疎地域)相談会及び養育費に関する相談会の実施

当会及び沖縄県司法書士青年の会との共催により、次のとおり、離島相談会を実施した。

令和3年9月25日(土)開催の養育費に関する相談会は、沖縄県司法書士青年の会が単独で開催し、当会は同事業の後援を行った。

司法過疎地巡回法律相談会

渡嘉敷村

日時 令和3年12月11日(土) 13時～17時まで

場所 渡嘉敷村中央公民館

(5) 物損交通事故相談センター

令和3年度は、新たに物損交通事故相談センターを設置するための規則・運営要領の新設及び役員人事を行い、同センターの運営を開始できる体制を整え

た。

(6) 司法書士会員の紹介依頼

司法書士の紹介依頼に対し、最寄りの司法書士を紹介した。

(7) 行政評価事務所主催の相談会

行政評価事務所が主催する次の相談会に相談員を派遣した(別紙担当者割当表参照)。なお、「那覇市ともかぜ振興会館」でも行政相談を実施しているが、急遽、同会場が新型コロナウイルスのワクチン接種会場となったため、相談会はすべて中止となった。

ア 暮らしの総合行政相談

実施日 定例毎月1回(第3木曜日) 13時~16時まで
場 所 那覇中央郵便局

イ 一日合同行政相談所

- ① 日 時 令和3年10月15日(金) 10時~16時まで
場 所 サンエー経塚シティ
- ② 日 時 令和3年10月22日(金) 10時~16時まで
場 所 サンエー那覇メインプレイス
- ③ 日 時 令和3年10月29日(金) 10時~16時まで
場 所 糸満市役所

(8) 沖縄県主催の債務整理相談会

沖縄県消費くらし安全課主催の次の相談会に相談員を派遣した。

多重債務相談会

日 時 令和3年11月22日(月) 10時~16時まで
場 所 グッジョブセンター内(那覇市泉崎1-20-1)

(9) 市町村及び社会福祉協議会への相談員の紹介並びに派遣

各支部の協力を得て、那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、石垣市、久米島町、読谷村、金武町、今帰仁村、那覇市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会(那覇市、北谷町)などの行政機関等が行う相談会に相談員を紹介、派遣した。

(10) 日司連から要請のあった相談会

日司連から要請のあった相談事業を、次のとおり、実施した。

法の日司法書士無料相談会

日 時 令和3年10月1日（金）10時～16時まで

場 所 沖縄県司法書士会館（電話相談）

なお、開催予定であった、8月の「司法書士記念事業」で行う相談会、9月の成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催による相談会及び本年2月の「相続登記はお済みですか月間」事業で行う相談会は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談会を中止した。

(11) 相続登記はお済みですか月間

相続登記推進のため、次の期間、各会員事務所において、無料相談を実施した。

実施期間 令和4年2月1日～2月末日まで

場 所 各司法書士会員事務所

(12) 「その請求があつたら司法書士へ」強化月間

次の期間、家賃、奨学金、借金等の請求があつた場合は司法書士へという広報を行い、無料相談を実施した。

実施期間 令和4年3月1日～3月末日まで

場 所 各司法書士総合相談センター

(13) 空き家、所有者不明土地問題への対応

空き家、所有者不明土地問題に関する講演会、または、相談会等について、自治体等からの要請がなく、開催されなかった。

(14) その他(予定されていたが開催されなかつた相談会)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、次の相談会が中止となつた。

ア うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター主催の「くらし・しごと無料総合相談会」（年2回）。

イ 沖縄県行政評価事務所主催の「定例の那覇市ともかぜ振興会館での行政相談会」「春の一日行政相談会」。

ウ 那覇地方法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」。

エ 当会と那覇地方法務局共催の「司法書士の日記念事業での講演会・相談会」及び「相続登記はお済みですか月間の講演会・相談会」。

オ 当会とリーガルサポート沖縄支部との共催の成年後見に関する講演会・相

- 談会。
- カ 法の日事業として、例年10月に行っている各支部での司法書士無料相談会。
- キ 沖縄士業ネットワーク主催の「よろず相談会」。
- ク 座間味村及び栗国村で予定されていた司法過疎地巡回法律相談会

2. 法務局との共催、後援及び要請のある事業

例年共催で行う「司法書士の日記念事業での講演会・相談会」、「相続登記はお済みですか月間の講演会・相談会」及び「全国一斉！法務局休日相談所」への協力は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催されなかった。

3. リーガルサポート沖縄支部との共催事業

例年共催で行う「成年後見制度に関する講演会・相談会」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催されなかった。

4. 行政、関連団体及び関係機関との連携強化

(1) 沖縄士業ネットワーク協議会

例年行われている沖縄士業ネットワーク主催の「よろず相談会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催されなかった。

(2) 各自治体との災害協定

那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会が締結している「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく相談会は、要請がなかったため開催されなかった。

(3) 那覇市との空き家等の対策の推進に関する協定

令和4年1月28日、当会及び那覇市の間で「空き家等の対策の推進に関する協定」を締結した。同協定に基づき、今後、那覇市の紹介により、当会会員（相談担当者の名簿作成予定）が空き家等に関する相談業務を行うことになった。

(4) 三士会

那覇家庭裁判所にて、令和3年12月24日、令和4年3月9日に「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会(三士会)」が開催され、当会の相談事業部長が成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部の支部長とともに同会議に参加した。

(5) 法テラス

市民への法的サービス拡充のため、10月の法律扶助推進月間に、会員の協力を得て、法律扶助の利用推進に関する広報活動を行った。

(6) 社会貢献活動及び権利擁護事業

令和3年度は、自治体等からの要請がなかったため、社会貢献活動及び権利擁護等に関する相談会は開催されなかった。

